

代金の精算に関する特約条項

甲及び乙は、代金の精算に関し、次の特約条項を定める。

(代金の確定)

第1条 本契約は、概算金額をもって契約を締結するものとし、履行完了後、乙の報告を受け、甲乙協議して代金を精算するものとする。但し、精算項目は別紙に示すものとする。

(実績額報告書の提出)

第2条 乙は、実績額の全部が確定した場合には、令和 年 月 日までに実績額を記した報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。